

< 総 説 >

大学の研究を基にしたベンチャー企業の急増

宮本隆司（弁理士、宮本国際特許事務所）

<要 旨>

対日貿易赤字で深刻な不況に苦しんだ20数年前の米国は、特許重視政策により日本の物まね製品を米国市場から閉め出した。それは、日本に汚名を着せるという異常な方法で日本を震撼させ、驚いた日本政府は知的財産重視政策へと大きく方向転換した。その結果、大学にTLOが出来、そこからベンチャーが大量生まれた。

<キーワード>

知的財産、特許、米国、対日貿易、TLO

Rapid Increase of Venture Businesses Based on Research of Universities

Patent Attorney Takashi MIYAMOTO MIYAMOTO INTERNATIONAL PATENT OFFICE

<Abstract>

The American Government suffered from trade depression with Japan over twenty years ago shut out Japanese imitated products from the American market. The shutting away is so abnormal that shook Japan so much. Stupefied Japanese government by it changed the patent policy extremely to "pro-patent", which increased a lot of venture businesses from the Technology Licensing Organization.

<Keyword>

Intellectual property, United States of America, trade with Japan, Technology Licensing Organization

1. はじめに

20数年前、日米経済戦争と言われた大問題が生じた。すなわち、対日貿易赤字で米国経済は非常に苦境に陥って、日本に強硬な難題をふきつけてきた。それに対して、日本は現況とは全く逆に、通産官僚を筆頭に米国に出かけて対抗して全くへこまなかった。それに業を煮やしたレーガン大統領は、米国の特許政策をanti-patent（特許軽視政策）からpro-patent（特許重視政策）へと方向転換した。それで、日本の企業がそれまで米国の特許権を無視して物まね製品を製造し、それを米国に輸出していたが、その日本製品の締め出しをした。すなわち、それらの物まね製品に対して特許権の侵害として、目が飛び出るような巨額な賠償金をかけるようにした。その結果、日本の企業はそれに腰を抜き、通産省は飛び上がったことは当時の日本の報道機関のこのような表現をしている記事などを見てわかるとおりである。

そこで、当時の通産省とその傘下の特許庁は日本の企業が米国の特許権を侵害せずに、独自の高度の研究がなせる政策を探求した。それで、米国の企業は「高度の基礎研究」を自らはしていないと言うことがわかった。すなわち、そのような基礎研究は、大金ばかりかかるのみか、それが何時高度の発明となって製品化できるのかの見当がつかない。企業から見ると、短期間で製品化できる研究でないと、従業員を養っていくことは出来ないからである。

それでは、米国の企業は高度の技術に基づく製品はどうして作り出しているかと言うことであった。その解答は、米国の企業は高度の基礎研究に基づく発明は、大学等の研究機関から購入しており、企業はそれを自社で製品化する技術を研究しているのみと言うことであった。

2. 知的財産戦略本部の設置と具体的且つ大幅な組織改革

以上の事件をきっかけに、日本は当時の小泉首相を筆頭者にして、「知的財産戦略本部」を設置した。そして、「日本経済再生のため、知的財産推進計画は、世界一を目指した内容とし、集中的な改革を進める」と声明した（註1）。これにより本格的な対策がなされ、当時の通産省はもとより文部省を初めとし

農水省や財務省や厚労省までもがその改革に本格的にとりついた。

その結果、先ず裁判に関しては、将来的で根本的な改革として理工系の学生が学べる法科大学院を設置した。これにより、将来は技術的専門知識を有する法律家のみが知的財産事件を取り扱えるように、欧米並みにした。また、当面の処置として（もちろん、将来も、法科大学院制度と共に重要な働きをする）は、特許権の成立の訴訟については、一般の訴訟事件から分離独立させた。それで、専門の裁判所として知的財産高等裁判所が設置され、ドイツのように専門化された。さらに、特許権の侵害に対する争いには東京と大阪の地方裁判所の知的財産訴訟専門の裁判官を置き、この両裁判所に集中させた。これにより、今までは一般の裁判と同様に全国の地方裁判所が扱っていた特許権侵害訴訟を、一般訴訟から分離し独立させ専門化した。

また、知的財産訴訟専門の裁判官を大幅に増員し、知的財産訴訟の審理期間を半減させた（註2）。

一方、特許庁は、特許の審査促進のための人員の増員の手軽な方法として、弁理士有資格者の中から毎年100人ももの大量の特許審査補助員を採用している。すなわち、理工系出身の学生を採用して、知的財産権の法律を併設の研修所で教え、時間をかけて審査官や審判官に育てるよりよほど手軽で素早い方法であるためである。また、裁判所も同様に理工系出身で知的財産権の法律に詳しい者として、弁理士を補助員に採用している。さらに、税関は、コピー商品の密輸の防止用の補助員として同様に弁理士を募集した。

一方、今まであってなきがごときの不正競争防止法も非常に強化され、「懲役刑の適用」という実体の伴うものに改正した（不正競争防止法第14条 …… 3年以下の懲役……）（平成13年6月29日改正）。すなわち、不正競争防止法という法律は古くから存在していたが、以前はこの法律の適用はほとんど無きに等しかった。そして、この法律改正のことは新聞にも大きく取り上げられ注意が喚起された（註3）。こうして、この改正によって警察も動きだせるようになった。その結果、最近新聞等を賑わしている、食品の偽装等がこれで摘発されるようになった。食品偽装などの不正行為等は古くから行われていたのではあった。しかし、それまでは、罰則がなかった故、取り締まりにくかった。関係省庁の出先機関もその取り締まりがずさんで報道されているように見て見ぬふりをし、仕方がなく重い腰を上げての「注意処分」等のみでうやむやに処理されただけであった。なお、この食品偽装については、農水省と警察庁が協定を結び、捜査に本腰を入れたと報道されている（「食品偽装の抑止・捜査で連携強化」、註4）。以上の一部については、本学会のMACROREVIEW誌に筆者が詳細に書いた（Vol.16 No.2 2004）。

3. TLO法成立とベンチャー

しかして、TLO法(Technology Licensing Organization)に関する法律(大学等技術移転促進法)制定に当たって、当時の通産省とその傘下の特許庁は上記の米国の特許事情の調査の他に、国際経営研究所(IMD)(欧州有数の国際研究教育機関)の各国の技術力とその経済力の分析をもとに研究した。すなわち、その当時前の日本は総合競争力では米国と1・2位にあったものが、25位近くにも転落してしまっている事を確認した。ただし、その研究所の分析では、科学技術力ではいまだに米国と1・2位を争っている地位にあると言うことをも確認した。

こうして、その対策の一つとしてこのTLO法が制定された。このTLOの各大学の組織(一般に、大学が単独の場合は大学TLOとか、幾つかの大学がグループとなって構成する場合は九州TLO等と大学や地域名で呼ばれている)については、その一部を本学会のMACROREVIEW誌に筆者が詳細に書いた(Vol.19 No.1 2006)。

しかして、TLO法制定に当たって、特許庁は日本弁理士会に働きかけ、平成15年に日本弁理士会を主催者として弁理士はもとより特許関係諸団体や報道機関の関係者を集め特許庁長官の特別会見を行った。そこで、知的財産権の大改革が行われることを明言した。

TLOについては、その一部のみを聞いて大変な誤解をしている科学や技術の専門家の話を耳にする。しかし、このTLO問題は非常に大きなものであって、一部の組織の問題ではなく、この根本は以上の事情から発生したものである。そして、これが本題で述べようとする日本の大学の高度の研究から発生した、ベンチャー企業が日本でも急増しているという根源なのである。

4．大学の研究発明による特許の収入

米国では若い技術者や研究者が次々とベンチャー企業を生み出している。これに対して、日本では今までは、それが殆ど見られなかった。日本の経済の専門家もその原因が理解できず、ただ「日本にはベンチャー企業を育成する素地がない、とか環境がない」と言うのみであった。これはもっともらしい解答ではあるが、全く解答になってはいない。すなわち、当時の日本の経済の専門家は、その理由が全くわかっていなかったということである。

しかして、斯様にして動き出したTLOの組織は、その発明による特許権の行使で想像以上の収入を上げるようになった。たとえば、平成17年度には国立大学のTLOのみでも118億円と言うとてつもない額を稼いだのであった(註5)。この中で、東京大学がその稼ぎ頭である。

5．大学TLOへの経済学者の大量進出

東京大学には、もともと先端科学技術研究センターがあるので、その科学技術力は大きい。この研究センターに属していて知的財産権法が専門の玉井教授が、TLO設立に当たって、「その組織に提供できるに充分すぎるほどの技術力がある」と自信を示していたほどである。

しかし、最も重要なことは経済学の専門家がこの特許分野に進出したことである。特許等に関する法律は、30年ほど前までは「工業所有権法」と言っていた。したがって「所有権」であるから民法学者、それも「工業」と言われるので、極めて特別の者のみが細々と研究していたに過ぎなかった。それが、大学TLOでの特許発明が大量に生じ、その経済的運用が大問題となってきた。そうなる、当然に経済の専門家の知恵を借りなければ解決はつかない。折しも、この特許等に関する法律は、工業所有権法から「知的財産権法」と呼ばれるようになった。「財産」なら当然に経済学の範疇となる。したがって、この知的財産の分野での経済学の専門家としての研究対象の新しい分野が生じた。これで、大勢の経済学の専門家がこの分野に参入し、知的財産に関する法律を勉強し、そして経済学の方面から知的財産に関して研究した。これは我々にとっても喜ばしいことである。すなわち、我々は「ある特許権の財産的価値について、どのようにして判断したらよいのか」と、しばしば経営者に相談された。しかし、それまではそれがわからなかったので困っていた。それで、筆者も日本弁理士会の研修所の委員をしていたときに、その研修を計画したが肝心の講師がおらず断念してしまった。

しかし、現在日本弁理士会は豊富な講師陣を抱えて、経済学からの知的財産権の研修を大学の教職に就いている弁理士から順に少人数クラス編成で始めて早3年目を迎えようとしている。

6．科学技術能力と経営能力

斯様にして、大学TLOはその特許を有効に利用し、自分たちの研究費を稼ぎ出した。ここで大事なことは、その大学のTLOで稼いでいるのはそのTLOの科学者や技術者ではないということである。その大学のTLOの科学者達は、ただ科学技術の研究をしているのみでよいのである。そして、その研究の産物である特許権の企業への移転により利益を生み出す仕事をするのは、経済学に強い経営能力のある者である。経営能力のない科学者が金儲けなど出来ようはずがない。科学技術能力と経営能力は、全く異なるからである。一流会社で、理工系出身者が社長になっている例はほとんどないことがこれを示している。エジソンは大発明家ではあるが、その発明の事業化に手を出してことごとく失敗してしまった。米国の有名な会社、GEもエジソンが設立したが、その経営には失敗してしまい人手に渡り、その後には経営能力のある者が今日のような立派な会社にした。ソニーも本田技研も技術開発に専念した者とその会社の経営に専念した者が別であって、それぞれに尊敬していたから発展したのである。

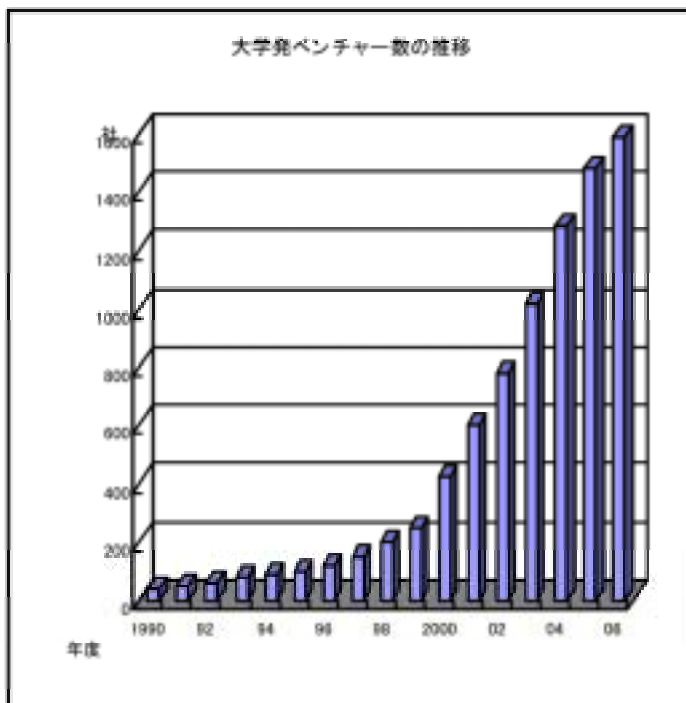
要するに、科学者はその研究のみをしていればよく、武士の商法などの余計なことは考えないことである。これが後に述べる大学の研究・技術を用いてのベンチャー企業の発展の条件になるのである。大学TLOが成功しているのは、経営能力のある者が、どの特許技術をどのような企業に如何に高く売るかとその能力を発揮しているためである。

上記の特許庁長官の会見があった直後に、米国の弁理士会と恒例のシンポジウムを日本弁理士会で行った。そのときに、米国の一流会社の弁理士に米国の大学がなした研究の特許導入に関しての日本側からの

問いに、「最初の頃は、（米国の）大学の関係者はこちらの言うままであったが、最近は大学側の交渉が大変上手になってそのようなことは出来ない。下手をすると、先方のペースに巻き込まれてしまう」との返答であった。

7. 大学発ベンチャーと地域格差解消

7.1 大学の研究を利用したベンチャー企業の増加



しかして、経産省は、日本の大学の研究を基礎にしたベンチャー企業育成計画を立て、その支援をしてきた。その結果、その発生数の伸びは驚くほどであり、その成果を発表した。それは、表に示したとおりであり、1990年にはわずか40社に過ぎなかったものが、昨年は何と1590社にも登っている。読売新聞もそれを詳細に分析して平成19年10月8日の朝刊でそれを大々的に報じている。すなわち、その1位はやはり東京大学で、101社も設立されている。次は大阪大学の70社で、早稲田大学の66社へと続いている。しかして、これは地方の奮闘が勇ましく、その記事は「都市との格差解消に一役」として、京都大学の研究を基礎にしたベンチャー企業が62社、筑波大学のそれが61社、東北大学の52社、九州大学の46社、そして九州工業大学の42社と中央の大学に負けず劣らずの数字を上げている。早稲田大学は何故か九州TLOに加入している。一方、北

九州には筑波学園研究都市に負けず劣らずの施設が有る。そして、そこに九州TLOがあるので、ここに大学発ベンチャーが多数発生して、日本版のシリコンバレーが誕生するかもしれない。ベンチャー企業は技術能力を基礎に発展する。したがって、高度の技術さえあれば地域が障害になることはないの、そのことは当然すぎるほど当然なことである。小樽商科大学の瀬戸敦教授は、その記事中で同様のコメントをしていたが、このような経済の専門家がこの知的財産に注目し始めたと言うことが、この分野の発展には大きく貢献するものである。当然、経済の評論家も大勢がこれにつれて知的財産に注目をし、その分野の方面から研究し、ベンチャーの育成のために有能なアドバイスが増えることであろう。

7.2 地方の者の心自身の問題

都市と地方の格差は、地方に住んでいる者の心の中にもその一端がある。例えば、四国の大学や高専の全てが一体となって設立された四国TLOの設立準備時に、その組織の長となる者が日本弁理士会に指導をしてくれる弁理士の推薦の依頼をした。それで、日本弁理士会は、四国に在住の有能な弁理士を紹介した。ところが、彼らはその弁理士を地元（田舎？）の弁理士という理由で受け入れず、日本弁理士会に中央の優秀な弁理士の推薦をと依頼してきた。それで、日本弁理士会は、地方にも優秀な弁理士がいることを告げて、その四国の弁理士を受け入れるように話した。これに反し、そのTLOの長となる者が日本弁理士会に乗り込んで来て、中央の弁理士の推薦の直談判を仕掛けた。しかし、日本弁理士会は同じ理由でそれを拒否した。その者が後に、その設立時のいきさつを日本弁理士会の会誌に記載した。すなわち、泣く泣く引き下がった氏は、特許庁の地下の書店で参考となる書物を見つけて帰ろうと立ち寄り、気に入った本を見つけた。それで、その本の著者を見ると日本弁理士会の推薦の弁理士であることがわかり驚いて飛んで帰り、その弁理士の指導の依頼をした。そして、その弁理士の紹介で、さらに地元の優秀な弁理士の紹介をも得て四国TLOが無事設立できたと言うことで、地元目に向けてることが出来たと述べている。このように、地方の者自身に地元を無視する傾向があることは、この分野ばかりでなく広く知られているとおりである。しかして、TLOの成立は、地方の者自身に目を向けさせ自信を与えて、ベンチャーの発展に寄与していくであろう。

8. 大学ベンチャーの資金の問題

8.1 金融機関

しかして、ベンチャー企業には高度な技術があるが、問題はその資金である。これについてはその資金調達の一方法として、読売新聞が「大手町博士のゼミナール」の欄で解説していることも参考になる。すなわち、その問題を「特許を『信託』して活用」という見出しで、大学のベンチャーとTLOと信託銀行と民間企業との関係を、図表を使って非常に詳しく解説している(註6)。また、日本振興銀行は、知的財産の事業化支援を図っている(註7)。この活用なども考えられよう。銀行は本来このようなことをすることが仕事であって、それを忘れて不動産のみに目が向けられていた。特に、バブルの時代には、超一流と言われた都市銀行が不動産投機に血走ってしまい、バブルの崩壊によって倒産に至った銀行も出たほどである。そして、これらの銀行は、外国の格付け機関によりランク外にされたほど、低落した。

一方、静岡県のある2つの地方銀行は、その頭取が「土地を買って投機に向かうような奴にはビター文も金を貸すな」と言って、バブルの時に土地の投機を強く戒めた。したがって、それらの銀行は、外国の格付け機関により地方銀行ながらAランクに評価されている。地元のオートバイやモーターボートや楽器等の家内工業的な企業を世界一流の企業に次々と育て上げたという、銀行家としての深い信念があったためである。

8.2 知的財産支援センター

なお、日本弁理士会は、「知的財産支援センター」を設け、知的財産に関して種々の支援をしている。その一つに、「特許出願等援助制度」を設けていて、「無利息無担保」でその資金の援助をしている。その対象になる者には、

- 1) 大学等の教育機関の教育者又は研究者
- 2) ベンチャー企業
- 3) 理工系の大学生や大学院生とか研究生

などがある。まさに、学制的であるが資金に乏しい者に対する支援の手である。したがって、ベンチャーの立ち上げ時には、TLOの指導弁理士とも相談して、この制度の積極的な利用も考えるべきだ。日本弁理士会は、この制度の利用を支援する態度を積極的に表明している。

8.3 ビジネスモデル特許制度

今まで日本にベンチャーが育たなかった理由は、知的財産である特許技術の財産的価値を判断できる銀行家が全くと言っていいほどいなかったからである。上述したように、従来は殆どの金融機関は不動産にしか目が向かなかった。それ故に、不動産以外は殆ど担保に成らず、金融機関からの融資が不可能に近かった。

その上に、バブル期には多くの都市銀行が土地転がしにまで成り下がってしまい、静岡の地方銀行のごとき真の銀行家が現れなかったためであった。そして、経済や経営の評論家も工業所有権なんて分けのわからないチンプンカンプンなものには目もくれなかったからである。したがって、ベンチャー企業を育成する経済的・経営的バックボーンがなかった。これが、工業所有権から知的所有権、そして知的財産権に名称が変わり、TLOができた結果、経済学者や経営の専門家がこの分野に乗り出し、金融機関が目を向け、耳を傾け始めたのである。

しかして、特許の対象になるのは工業技術のみであるというのは20年近くも前の話である。現在は、銀行その他の「キャッシュカード決済方法」なども「ビジネスモデル」として特許の対象になっている。これは「技術」ではないから特許になるのはおかしいと思われるが、コンピューターの発達がそうさせたのである。銀行などの業務は、最近非常にコンピューター化されている。そして、コンピューターによる銀行などの業務の処理は、特定のソフトにより同じ業務処理が繰り返して行われる。と言うことで、コンピューターという「機械」による「銀行などの業務」の「処理方法」は、一般の工業技術におけるコンピューターという「機械」による「各種の業務」の「処理方法」と全く変わらないという議論がなされた。そして、これが正論になって、ビジネスモデルもコンピューターを使っただけの同一の業務処理の方法が特許化されるようになった。

一方、最近の金融機関は、あのバブルの狂気を教訓にして、銀行が本来の業務である企業の育成に目を向け始めた。特に、ビジネスモデル特許制度の導入により、金融機関がコンピューターを使っただけの金融処理システム化した、その金融ビジネスの手法や仕組みを特許にするようになった。したがって、彼ら自身

が知的財産に深く注目し始めたばかりか、自らがこの世界に入り込んだのである(註8)。さらには、これら金融機関のコンピューターの技術者達が知的財産を学ぶべく、弁理士試験に挑戦する者まで出始めた。したがって、金融機関によるベンチャー企業への融資も以前とは比較にならないほどその環境はよくなってきたのでその育成も進むであろう。

特に、注目すべき事は、平成16年12月に信託業法が改正され、信託銀行が知的財産権を信託財産として扱えるようになったことである。その図式は以下の通りである。まず、大学等は自分が持っている特許権を信託銀行に信託する。それで、その信託銀行はその特許発明を使う企業を探し出し、その特許の実施権をその企業に許諾する。そして、その信託銀行は、その企業からその特許権の実施料を取る。こうして、その信託銀行は、その大学等に配当を出す。と言う具合である。これは、平成16年4月に国立大学が独立法人化されたこと、さらには、上記のTLO法によってTLO機関が出来たことと相俟って活発化し始めた。それゆえに上述したように、大学の研究に基づくベンチャー企業が急増したのである。

なお、特許権のこの信託については、読売新聞は再度平成19年12月25日付けの朝刊の第10面のトップに、そのほぼ全面を使って詳細に説明している(「なるほど 経済」の欄)。この記事によると、大学で最初に特許権を信託したのは山梨大学が平成19年1月に燃料電池の特許権を三菱UFJ信託銀行に為したとのことである。また、平成19年12月に東京電機大学が半導体素材と、電磁石による駆動装置の2件の特許をやはり三菱UFJ信託銀行に信託したとのことである。そして、知的財産担当者のいない大学が多いので、その負担を信託銀行が行ってくれるのでよい、とのコメントが書かれているが、その通りである。その専門の教職員が十分に確保できない現在の事情においては、この利用は大変によい。一方、大学等は、自分の特許権を担保にして金融機関から融資を受ける事も出来よう。したがって、これらの金融機関は今後ベンチャー企業の育成に真摯に取り込むであろう。

8.4 知的財産権の財産価値の評価

大学等は、知的財産権を信託して配当を得たり、知的財産権を担保にして融資を受けられたりするようになったことは、ベンチャー企業の育成にとって大変によいことではある。しかし、問題は、ある知的財産権の財産価値の評価をどうして為すのかである。例えば、土地とか商品などの目で見て手で触れる有体物の場合は、その財産的価値は容易に判断しやすい。最近ではバブル時代を反省した金融機関が、中小企業の設備投資に前向きに取り組んでいる。この場合も、この製造設備を導入したならばこの企業の生産性はどれほど伸びるかを判断して、その融資の評価を為すことが出来る。しかし、知的財産の場合は、無体財産とも言われ、文字通り「無体」なのでそのままでは見えない技術である。それ故に、その実態は大変に掴みにくい。特に、特許権の発明は大衆的な技術なのか特殊分野に属する技術なのかによって、その評価は大変に異なる。今問題となっている防衛省の汚職の防衛機器に関するの価格のごまかしは、その防衛機器の米国タイプから日本のタイプへの規格変更についての技術料の評価が難しいことを悪用した例である。

上述したように、一般の財産の評価は簡単であるが「知的」財産のそれは非常に複雑なので難しい。しかし、経済学の観点から経済的要点を組み立てる事で出来よう。我々弁理士には「経済学の知識」がないからそれが出来ないだけのことである。

9. まとめ

9.1 汚名をそそぐ

以上述べたごとくにて、日本でベンチャー企業が急増している理由が理解できよう。しかもその増加は平坦に増加している状態ではなく、放物線状に急上昇しているのである。その上に、大学の研究という堅いものである。要するに、これはTLOの存在がその根源にあるからで、その上に特許を初めとする知的財産の理解が金融機関や経済評論家及び経済学者を含めた経済の分野の全体に及んだためである。しかもその発端は、この文章の書き始めに述べているレーガン大統領の anti-patent から pro-patent への特許政策の変転にあったのである。その知的財産の尊重が、反面的に偽物の排除となり、不正競争防止法の強化に結びついた。したがって、昨今テレビや新聞を賑わしている食品偽装などの上記の大きな一連の事件等の報道は、一見するとバラバラの事件のごとくに思えるが、全てがこの一点に結びついているのである。

すなわち、レーガン大統領の pro-patent への政策変換時のやり方が日本を震撼させたのである。その第1は、日本の若い技術者を「コンピューター技術のスパイ」として捉えさせたことである。これ自体は、米国の陪審員をして「日本人はアメリカの発明の物まねばかりしているが、例のミシン事件のごとく特許権の侵害には成らない」という考え(その一部については、本学会の MACROREVIEW 誌の Vol.16 No.2 200

4に筆者が詳細に書いた)を、「日本人は物まねのみでなく、重要な特許の技術を盗んでいるのであって、重罪だ!」との考えの変化のキーポイントにしたのである。

それのみでは、日本人は腰を抜かすようなことはしなかった。何しろ、当時日本車がたたきつぶされている光景が報道されても、冷静に見ていたのみであったから。レーガン大統領が米国の陪審員を pro-patent にするのみが目的であったならば、「日本人のコンピューターの特許のスパイを捕まえた」と言う報道をすればそれで充分その目的は達成された。しかし、その逮捕の仕方が、通常ではなかった。何しろ、「後ろ手にお縄ちょうだい、その日本の若者はうなだれて市中引き回しの状態」で報道されたのであったから、日本人にとってはたまらない。これがレーガン大統領の第2の目的であった。すなわち、日本人は「名誉が高い」のである。もちろん、プライドが高いのはどの民族も同様である。しかし、日本人の場合は、「恥」の裏返しとしての名誉である。第2次世界大戦中、日本兵は「生きて虜囚の辱を受けず」と頭にたたき込まれた。それで、日本兵は捕虜になるより突撃死を選び、圧倒的軍事力のある米兵を震え上がらせ、各地の戦闘で日本軍の制圧のために米軍が予想した数倍もの日時を要したほどである。

市中引き回しの刑は、日本人にとっては、それだけで恥さらしにされるという極刑である。武士に対する「死罪」は切腹であって、庶民に対するような打ち首ではない。これも、武士においては、「名誉」がどれほど高いものかを示すものであろう。もちろん、庶民も「世間の笑いものになるな」と言われて育っている。さらし首は、斬罪だけでは済まずに、生首をさらしものにして、更に「汚名を着せる」というものである。独裁国では「死刑を公開する」が、これは民衆に恐怖心を与えるためであって、いわゆる「さらし者にする」という刑ではない。そこで、レーガン大統領は、米国の企業の特許の物まねをした製品を米国へ輸出したら、その会社はさらし者にするぞ!との脅しをかけて、米国への輸出を自粛させて、レーガン大統領は「日米経済戦争」を終結させた。

日本人のこの「名誉」については、第2次世界大戦中、米国は日本の降伏後の占領政策の資料にするため、ルース ベネディクト女史に日系米人の収容所で日本人の性格を調査させた。女史は、その資料を基に戦後間もなく発行された女史の著「菊と刀(日本文化の型)」(註9)で、「汚名をそそぐ」として、上記したと同様のことを別な観点から日本人の性格を驚くほど詳細に記載している。レーガン大統領の側近は、有名なベネディクト女史の上記の本を読んでいて、上記の異常なスパイ事件のアドバイスをしたことは間違いのないであろう。

しかし、上記のレーガン大統領による「日本人の産業スパイ逮捕事件」は、それで終わったのではない。我々にとっては喜ばしいことに、日本の「知的財産の夜明けの芽生え」は、これから始まったのである。すなわち、当時の通産省とその傘下の特許庁は、この産業スパイ事件に驚きその対策を練った。そして、当時の文部省と大蔵省と協調して大学のTLO機構を設立させた。さらに、上述したごとくに、これにより小泉首相を筆頭者にした「知的財産戦略本部」が設置され多くの改革が為された。そして、その余波が不正競争防止法の強化による食品偽装の摘発であり、その本命の一つがここに取り上げた大学のベンチャー企業の急増である。まさに、「汚名をそそぐ」という日本人の性格が如実に出て、それが非常に好ましい方向に動いたのである。

「知的財産」という言葉が、一般の人間に知れ渡ったのはこうした経緯によるものである。それまでは、「特許」という、特別な世界の者のみが携わる言葉だと思われていた。

9.2 学会誌への影響

しかし、この問題から更に発展して学会誌に与えた影響を述べる。まず、TLO機関が出来るまでは、学術論文を学会で発表するのみで、それを特許出願するに至るまでの学者は少なかった。しかし、学術論文のねつ造や盗用という不正論文は100件以上もあるという驚くべき数である。筆者自身、当学会の会員の或る教授から「私の学術論文が他の学者に盗用された」との著作権の剽窃の相談を受けた経験があるほどである。特許の場合は特許庁に審査機関がある故に、正しくないものは拒絶される。しかし、学術論文に関してはその裁定機関がないので、話題にはなっても不問に付されていた。それで、これはおかしいということになり、学術論文の裁定機関を設けようと、学術会議がその設置を提言した(註10)。

因みに、著作権は著作の完了と同時に自動的に発生するもので、客観的な審査は為されない。それ故、その主張には屢々裁判手続がからみ、非常に煩雑で多大な時間と費用が掛かる。その上、後に禍根を残す。それ故、この裁定機関の制度は大いに望ましい。

参考文献

- 註1 読売新聞、平成15年3月20日の第8面と15面、他各紙
- 註2 読売新聞、平成19年11月19日の第1面
- 註3 読売新聞、平成14年12月20日
- 註4 日刊工業新聞、平成19年11月24日第2面
- 註5 読売新聞、平成18年9月5日第2面
- 註6 読売新聞、平成19年1月24日第4面
- 註7 読売新聞、平成17年6月23日
- 註8 特許第1824427号 特許第2027713号 特許第254731号 特許第2874341号 特許第2881500号
特許第2924813号 特許第2967556号 特許第3029421号 など
- 註9 長谷川松治訳 講談社発行
- 註10 読売新聞、平成17年8月15日